

4 農林水産業

【問題意識】

日本は気候条件等において、他の先進国と比べて劣っていないにもかかわらず、食料自給率は著しく低いものとなっているが、食の多様化による需要の変化に、国内生産が対応していないという市場メカニズムの機能不全もその一因と考えられる。

この背景には、日本の農業では、企業が多くの研究開発費を投入して技術革新をもたらし、それに関連するベンチャー企業が多数誕生するという産業のダイナミズムが欠けていることがある。

政府は、農業生産法人の一形態として、土地利用型農業に係る株式会社形態を認めること等を内容とした農地法の一部を改正する法律を成立させた。これは株式会社の参入による農業分野への資本投入や経営近代化を促進する点で評価されるものの、法改正後の半年間で、株式会社形態の農業生産法人の成立件数は7法人となっており、その大部分が既存の有限会社からの転換にとどまっている。今後、効率的な農業経営を行う企業が、海外ではなく国内で農業生産を拡大させるためには、企業による株式会社形態の農業生産法人への参画条件において、更に改善すべき点がある。

【具体的施策】

現行農地法（昭和27年法律第229号）では、農地の法人による所有は、農業生産法人（農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社）についてのみ可能とされているが、その際、以下のような要件（農地法第2条第7項）を満たすことが必要と定められている。

- (a) 主たる事業が農業（農畜産物の製造・加工・貯蔵・運搬・販売、資材の製造、農作業受託を含む。）であること。
- (b) 法人の社員・株主が、原則として農地の所有者、当該法人での農業常時従事者、地方公共団体・農協等、農地保有合理化法人であること。
- (c) 例外的に外部からの出資を受ける場合、その総額で議決権の4分の1、個別企業では議決権の10分の1に制限。
- (d) 法人の理事、取締役の過半数が農業常時従事者であり、かつ、その過半数が農作業の従事者であること。

以上のような要件等が、農家自身が法人化する場合にはともかく、当初から農地を保有していない株式会社が、農業生産法人になることを、事実上、困難なものとしていると考えられる。このため、農業の活性化とその健全な担い手を増やすための農業構造改革を早急に具体化するためには、多様な形態の経営主体の参入が必要であり、上記のような株式

会社による農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化を一層推進するための措置を講じるべきである。【速やかに検証に着手し、平成 14 年度以降結論を得たものから逐次実施】